



# 月刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番  
(公) 043 (222) 7207 番

96.12.9 No. 4512

千葉社  
支社

## 運輸部は給料を返上しろ!

### 折り返し時間の整理に数ヶ月!

その4

#### 末期的状態!

十二・一ダイ改に向けた団体交渉のなかで、動労千葉の提起によって、いくつかの問題が整理された。「整理された」と言っても、本来ならば、当然のこととしてキチンとされていなければならぬごく基本的な業務上の問題が、全くメチャクチャになってしまっているのだ。しかも、組合が指摘しても、違法行為だろうが就業規則違反だろうが間違いを間違いとして認めようとならない姿勢や、業務能力の崩壊状況が相乗的に増幅し合っている、理屈など関係なくひらき直つたり、デタラメにデタラメを重ねる対応が続けられるのだ。

そもそも、十二月ダイ改は、ダイ改直前の十一月十一日に数十箇所及び提案の訂正が行なわれ、二六日に再訂正が行なわれるという状態のなかで新ダイヤに移した。本来ならば、ダイ改そのものを延期しなければならぬ事態だ。まさに、会社組織としての末期的症状である。

#### デタラメの極み

今回のダイ改交渉のなかで「整理」されたひとつの問題は、泊行路起床後の電話点呼と対面点呼に関する労働時間の考え方についてである。

既報のように、この間千葉運転区や京葉運転区では、電話点呼と対面点呼が同じ時間に設定

されるという対応が続けられてきた。しかも、電話点呼の時間や対面点呼までの徒歩時間は労働時間には見ないというのだ。自ら定めた就業規則すら理解しない全くデタラメな対応だ。動労千葉は、この問題点を指摘し続けた結果、成田についてだけは、電話点呼から対面点呼場所までの徒歩時間七分だけは設定する指示が現場に行なわれた。しかし、他の箇所は放置し続けられ、かつ区によって設定時間が違い、さらに、点呼時間の二分、朝の場面に一律設定されている付加時間五分の取り扱いについては不明のままであった。しかし千葉転当局などは、それでも「これは公然と遅刻を認めているようなものだ」と言い張り続けた。

#### 団交でも

#### 回答できず

ラチがあかないため、動労千葉は、ダイ改要求と合わせて文書で申し入れをだして整理を求めた。申し入れ書提出の際には、「これは、労働時間のとり方というごく基本的な業務上の問題だ。二重に点呼が行なわれている箇所もごく限られている。各箇所について、整合性のある具体的回答さえあれば、延々と議論するような性格のものではない。その点をちゃんと踏まえて回答してほしい」という旨を口を酸っぱくして申し添えた。と

ところが、十日後に設定された団体交渉での回答は、何と「今精査している」というのだ。しかも具体的な指摘をはじめるとほとんど回答できなくなり、「あらためて整理をした上で回答する」と団交が打ち切られてしまう始末である。

#### 数カ月の末に

その後も何度も「ちゃんとした回答をせよ」と追及して、ダイ改ギリギリの二七日になって初めてこの間の取り扱いの問題があったことを認め、別表のよくな回答がでてきたのである。何か月もかかってようやく、電話点呼開始から、点呼時間二分プラス付加時間五分プラス徒歩時間後が対面点呼終了時間という「整理」が行なわれたのだ。

こんなことは、本来乗務員勤務制度が制定された時点で明確にされていないならぬ筋合の問題である。あきれ果てる

ばかりだ。

しかし、これにもまだ問題はあつた。例えば、この時間のなかには対面点呼時間が含まれていない。電話点呼で二分が設定されるならば、二重に対面点呼が行なわれる箇所は、付加時間での対面時間を盛らなければならぬはずだ。また徒歩時間も、各箇所のグループピニングのなかで矛盾がある。未だこの点はいまいなまだ。

#### 責任は誰が!

運輸士はこの間、当局のミスにより、睡眠時間を削られ続けたことになる。些細なミス全て現場に転嫁する千葉支社よ。これだけの重大な初歩的な間違いをしておいて自分だけが責任逃れか。この責任は一体誰がとるのか! 運輸部長は給料を返上し、削られた分の睡眠時間について遡って賃金を支払え!

【つづく】

#### 電話点呼～対面点呼(終了)までの時間

御茶ノ水	11分 (徒歩4分)
錦糸町	17分 (徒歩10分)
成田	14分 (徒歩7分)
成東	8分 (徒歩1分)
勝浦	11分 (徒歩4分)
上総一宮	12分 (徒歩5分)
大原	9分 (徒歩2分)
君津	10分 (徒歩3分)
佐原	8分 (徒歩1分)
鹿島スタ	8分 (徒歩1分)

